

地方独立行政法人明石市立市民病院設立に伴う関係条例
の整備に関する条例

(明石市情報公開条例の一部改正)

第1条 明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び議会」を「、議会及び市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2号中「職員が職務上」を「職員(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上」に改める。

第5条中「市は」を「実施機関は」に改める。

第11条第1号ウ中「公務員の職務」を「公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)の職務」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第2号中「国及び地方公共団体を除く」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号に規定する法人その他の団体をいう」に改め、同条第5号中「市と国若しくは他の地方公共団体」を「実施機関と国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、市以外の地方公共団体若しくは市が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「国等」という。)」に改め、同条第6号中「市に」を削り、同条第7号中「国若しくは他の地方公共団体」を「国等」に改め、同号イ中「国又は地方公共団体」を「市、市が設立した地方独立行政法人又は国等」に改め、同号オ中「国又は地方公共団体が経営する企業」を「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第17条第1項中「国、地方公共団体」を「市、市が設立した地方独立行政法人、国等」に改める。

第21条第1項中「市長又は実施機関は、」を削り、「あったときは」の次に「、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は」を加える。

第26条第1項中「法人その他の団体」を「法人等」に、「実施機関」を「市長」に改め、同条第2項中「実施機関」を「市長」に改める。

第26条の2第2項中「実施機関」を「市長又は教育委員会」に改める。

(明石市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 明石市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市の実施機関」を「実施機関」に改める。

第2条第2号中「及び議会」を「、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3号中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「職員が職務上」を「職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第12条中「実施機関」を「市長又は教育委員会」に改める。

第14条第2号中「認められるもの」の次に「。ただし、次に掲げる情報を除く。」を加え、同号に次のように加える。

- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに職務の遂行の内容に係る部分

第14条第7号中「市と国若しくは他の地方公共団体」を「実施機関と国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体若しくは市が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「国等」という。）」に改め、同条第8号中「国若しくは他の地方公共団体」を「国等」に改め、同号イ中「国又は地方公共団体」を「市、市が設立した地方独立行政法人又は国等」に改め、同号オ中「国又は地方公共団体が経営する企業」を「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第20条第1項中「国、地方公共団体」を「市、市が設立した地方独立行政法人、国等」に改め、同条第2項中「第14条第3号ただし書」を「第14条第2

号イ又は同条第3号ただし書」に改める。

第34条第1項中「市長又は実施機関は、」を削り、「場合は」の次に「、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は」を加える。

第41条第1項中「法人その他の団体」を「法人等」に、「実施機関」を「市長」に改め、同条第2項中「実施機関」を「市長」に改める。

(明石市職員定数条例の一部改正)

第3条 明石市職員定数条例(昭和24年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、「合計 2,300人」を「合計 1,950人」に改める。

(明石市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 明石市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師」を「明石市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第44号)別表第2ア医療職給料表(1)の適用を受ける職員」に改める。

(明石市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 明石市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては20,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては5,100円」を「規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、5,100円」に改め、同条第2項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては30,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては7,650円」を「規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、7,650円」に改める。

別表第2アの表備考中「病院等に勤務し医療業務に従事する医師」を「医師である職員」に改め、別表第2イの表備考中「病院等に勤務する薬剤師、栄養士、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士」を「栄養士、理学療法士及び作業療法士である職員」に改め、別表第2ウの表備考中「病院等に勤務し看護業務又は予防衛生業務に従事する看護師及び准看護師」を「看護師及び准看護師である職員」に改める。

(明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和55年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号を次のように改める。

(14) 医療業務手当

第16条の見出しを「(医療業務手当)」に改め、同条中「病院事業勤務手当は、病院に勤務する職員で」を「医療業務手当は、」に改める。

第17条第5号中「病院事業勤務手当」を「医療業務手当」に改める。

(明石市特別会計条例の一部改正)

第7条 明石市特別会計条例(昭和39年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(8) 明石市病院事業債管理特別会計 病院事業債管理事業

(明石市病院事業の設置等に関する条例等の廃止)

第8条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 明石市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第43号)

(2) 明石市立市民病院事業における利益剰余金等の処分に関する条例(昭和32年条例第35号)

(3) 明石市立病院の診療費用及び使用料等に関する条例(昭和41年条例第44号)

(4) 明石市立市民病院医師修学等資金貸与条例(平成20年条例第3号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人明石市立市民病院(以下「法人」という。)の成立の日から施行する。

(明石市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の明石市情報公開条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる公開請求について適用し、施行日前にされた公開請求については、なお従前の例による。ただし、施行日前に市長がした処分その他の行為及び市長に対してなされた公開請求その他の行為のうち、法人が市長から継承した公文書に係るものについては、施行日以後は、法人がした行為及び法人に対してなされた行為とみなして改正後の条例の規定を適用する。

(明石市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の明石市個人情報保護条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後にされる開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。ただし、施行日前に市長がした処分その他の行為及び市長に対してなされた開示請求その他の行為のうち、法人が市長から継承した公文書に記録されている個人情報に係るものについては、施行日以後は、法人がした行為及び法人に対してなされた行為とみなして改正後の条例の規定を適用する。

(明石市病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前の病院事業の業務に係るこの条例による廃止前の明石市病院事業の設置等に関する条例第4条の規定による職員の賠償責任の免除及び同条例第6条第1項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。